

平成23年5月13日

各位

会 社 名 株式会社 大 戸 屋 代表者名 代表取締役社長 三森 久実 (JASDAQ・コード2705) 問合せ先 役職・氏名 取締役経営企画部長 濵田 寛明 電話番号 0422-26-2600

持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結及び 定款一部変更(商号及び目的の変更)に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年7月1日(予定)に会社分割の方式により持株会社体制へ移行することを目的として、平成23年5月16日(予定)に分割準備会社として当社100%出資の子会社「株式会社大戸屋分割準備会社」を設立すること、及び当社の日本国内における飲食店事業(直営・フランチャイズ事業を含む。但し、グループ会社の経営管理を行う機能を除く。)に関する権利義務の一部を分割準備会社に承継させる分社型吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うため、分割準備会社との間で本件分割に係る吸収分割契約の締結を承認することを決議しましたのでお知らせいたします。

持株会社体制への移行に伴い、平成23年7月1日付(予定)をもって、当社は商号を「株式会社大戸屋ホールディングス」に変更し、引き続き、グループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

なお、本件分割の実施及び商号変更を含む定款一部変更は、平成23年6月24日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件としています。

また、本件分割は、当社の100%子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・ 内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制移行の背景と目的

当社グループは、「家庭食の代行業」として、心のこもった美味しい料理をお値打ち価格で提供するため、セントラルキッチンを持たない、店内調理にこだわった定食チェーンとして成長して参りました。国内においては、直営店舗及びフランチャイズ加盟店舗によるチェーン展開を図り、海外においては、タイ王国、台湾、香港における店舗展開を進めるとともに、インドネシア共和国、シンガポール共和国においてフランチャイズ事業に取組むなど、成長著しいアジアマーケットに特化して事業を展開して参りました。

当社グループは、素材にこだわりを持ち、安全・安心でかつお値打ち感の高い商品をより 多くのお客様に提供することによって、当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を 図るためには、権限委譲とともに責任体制を明確化し、機動的且つ柔軟な意思決定と業務執行を可能とするグループ体制の構築が必要と考え、持株会社体制へ移行することといたしました

当社は、持株会社体制の移行後も引き続き上場を維持するとともに、グループ全体の経営 戦略の立案、経営資源の最適配分、ガバナンスの強化に取り組み、グループとしての企業価値の最大化を目指して参ります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割準備会社設立及び分割契約締結承認取締役会

平成23年5月13日(金)

分割準備会社設立平成 23 年 5 月 16 日 (月) (予定)分割契約締結平成 23 年 5 月 16 日 (月) (予定)分割契約承認定時株主総会平成 23 年 6 月 24 日 (金) (予定)分割の予定日 (効力発生日)平成 23 年 7 月 1 日 (金) (予定)

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、当社 100%出資の分割準備会社である「株式会社大戸屋分割準備会社」 を承継会社とする分社型(物的)吸収分割です。

(3) 分割に係る割当ての内容

当社は、承継会社の発行済株式のすべてを保有する予定のため、本件分割に際して、承継会社は株式対価の交付割り当ては省略することとし、本事業に関する権利義務の全部に代わる対価を交付しません。

(4) 分割により減少する資本金等

本分割により増加すべき承継会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとします。但し、効力発生日における本事業における資産および負債の状態により、当社と承継会社が協議の上、これを変更することができるものといたします。

 (1) 資本金
 金0円

 (2) 資本準備金
 金0円

 (3) 利益準備金
 金0円

(5) 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、本件分割による取扱いの変更はありません。なお、 当社は新株予約権付社債は発行しておりません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社の日本国内における飲食店事業(直営・フランチャイズ事業を含む。但し、 グループ会社の経営管理を行う機能を除く。)に関する権利義務のうち、本件分割に係る吸収分 割契約において定めるものを当社から承継します。

なお、承継会社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7)債務履行の見込み

本件分割後の当社及び承継会社は、いずれも資産の額が負債の額を上回ることが見込まれていること、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測されないことから、債務の履行に問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

				T
			分割会社 年3月 31 日現在)	承継会社 (平成23年5月16日設立予定)
(1)	商号	株式会社大戸屋 (平成23年7月1日付で「株式会 社大戸屋ホールディングス」に変 更予定)		株式会社大戸屋分割準備会社 (平成23年7月1日付で「株式会 社大戸屋」に変更予定)
(2)	主な事業内容	飲食事業 フランチャイズ事業 等		国内飲食事業 国内フランチャイズ事業 (但し、本件分割前は事業を行っ ておりません)
(3)	設立年月日	昭和58年5	月 20 日	平成 23 年 5 月 16 日 (予定)
(4)	本店所在地	東京都武蔵野市中町一丁目 20 番 8 号		東京都武蔵野市中町一丁目 20番8号
(5)	代表者の役職氏名	代表取締役社長 三森 久実		代表取締役社長 三森 久実
(6)	資本金の額	724,012 千円		10,000 千円
(7)	発行済株式総数	5,800,000 株		200 株
(8)	純資産	2,628,981 千円		10,000 千円
(9)	総資産	7,597,561 千円		10,000 千円
(10)	決算期	3月31日		3月31日
(11)	従業員数	310 名		0名
(12)	大株主及び持株比率	三森 久実 23.48% ロンバード オー ディエ ダリエ ヘンチアンドシー 4.23% タニコー㈱ 2.24%		株式会社大戸屋 100%
(13)	主要取引銀行	三菱 UFJ 信託銀行㈱		三菱 UFJ 信託銀行㈱
	当事会社との関係	資本関係	分割会社は承継会社の発行済株式の 100%を保有いた します。	
(14)		人的関係	承継会社の取締役は分割会社の取締役が兼任する予7です。	
		取引関係	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引 関係はありません。	

4. 分割会社の最近3年間の業績(連結)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高 (千円)	17, 402, 932	16, 872, 816	17, 240, 547
営業利益 (千円)	329, 409	392, 248	631, 182
経常利益 (千円)	278, 000	349, 388	575, 986
当期純利益 (千円)	27, 037	45, 309	161, 019
1株当たり当期純利益(円)	5. 30	8.84	27. 76
1株当たり配当金(円)	20.00	20.00	20.00
1株当たり純資産(円)	367. 98	406.64	410. 91

5. 分割する部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社が営む国内飲食事業及び国内フランチャイズ事業

(2) 分割する部門の経営成績(平成23年3月期)

決算期	分割する部門	当社実績(単体)	比率
(大昇州	(a)	(b)	(a/b)
売上高 (千円)	14, 663, 514	14, 975, 066	97.9%

(3) 分割する資産、負債の項目及び概数金額(平成23年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産 (千円)	598, 725	流動負債(千円)	2, 105, 865
固定資産 (千円)	4, 000, 530	固定負債(千円)	2, 431, 201
合 計 (千円)	4, 599, 256	合 計 (千円)	4, 537, 066

6. 会社分割後の状況

(1)	商号	株式会社大戸屋ホールディングス (分割会社)	株式会社大戸屋 (承継会社)
(2)	主な事業内容	持株会社としてグループ会社 の経営管理を行う事業	国内飲食事業 国内フランチャイズ事業
(3)	設立年月日	昭和 58 年 5 月 20 日	平成 23 年 5 月 16 日 (予定)
(4)	本店所在地	東京都武蔵野市中町一丁目 20 番 8号	東京都武蔵野市中町一丁目 20番8号
(5)	代表者の役職氏名	代表取締役社長 三森 久実	代表取締役社長 三森 久実
(6)	資本金の額	724,012 千円	10,000 千円
(7)	決算期	3月31日	3月31日

7. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後の当社の収入は、子会社からの経営指導料、ロイヤリティ収入及び配当収入等が主となり、費用は持株会社としての機能に係るものが中心となる予定です。

Ⅱ. 持株会社体制への移行に伴う定款の一部変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び事業目的等を変更するものです。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変更案
	変 更 案 第1章 総則
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社大戸屋</u> と称し、英文で は <u>00TOYA</u> , Co., Ltd. と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社大戸屋ホールディング</u> <u>ス</u> と称し、英文では <u>00TOYA</u> , Holdings Co., Ltd. と表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす る。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む <u>会社およびこれ</u> に相当する業務を営む外国会社の株式ま たは持分を所有することにより、当該会社 の事業活動を支配または管理することを
1. 和食・洋食・中華料理店の経営 2. フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導 3. 前号の加盟店の品揃えの指導及びこれに伴う必要商品の供給 4. 弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売及び宅配業務 5. 店舗用設備及び店舗用什器備品の販売並びにリース 6. 日用品雑貨、衣料品の販売 7. 食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、加工、販売 8. 給食業務の受託、管理 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. 金銭の貸付並びに債務の保証 11. 損害保険代理業	目的とする。 1. 2. 3. 4. 5. (現行どおり) 6. 7. 8. 9. 10. 11.
12. 店舗設計及び総合室内装飾の企画、デザイン業務 13. 前各号に附帯する一切の業務 (新設) 第3条~第45条 (条文省略)	12. 13. 2 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。 第3条~第45条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第1条および第2条の変更は、平成23年7月1日を もって効力が生じるものとする。なお、本附則は、 効力発生日後にこれを削除する。

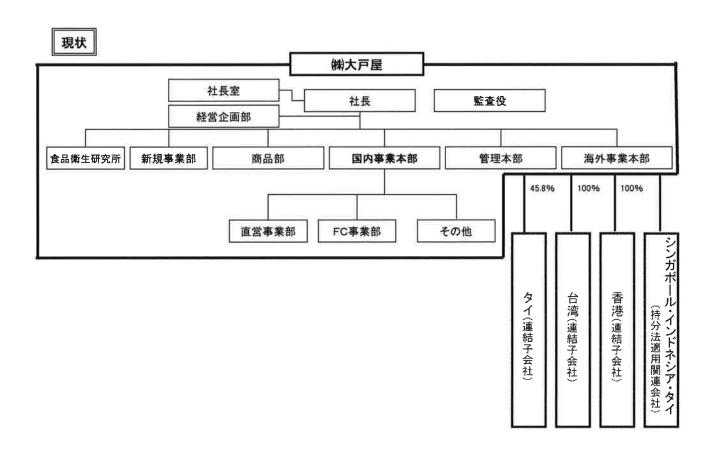
3. 日程

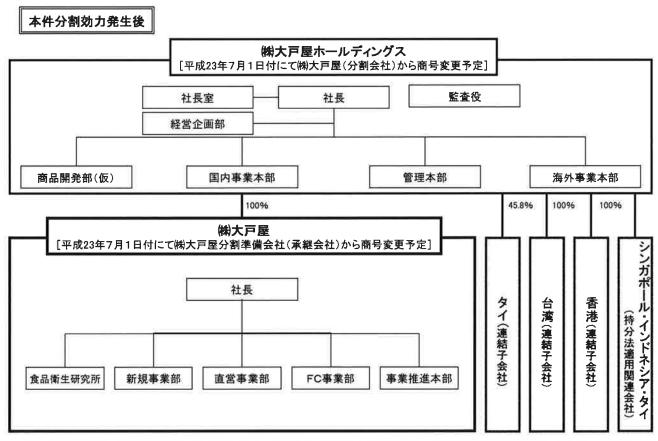
取締役会決議 平成23年5月13日(金)

定款変更承認定時株主総会 平成23年6月24日(金)(予定) 定款変更の効力発生日 平成23年7月1日(金)(予定)

以上

当社グループの組織再編イメージ図





※上記の組織図は現在の組織図に基づき作成したものであり、持株会社(分割会社)、及び事業会社(承継会社)の確定した組織図ではありません。